

太陽光発電関連補助金一覧

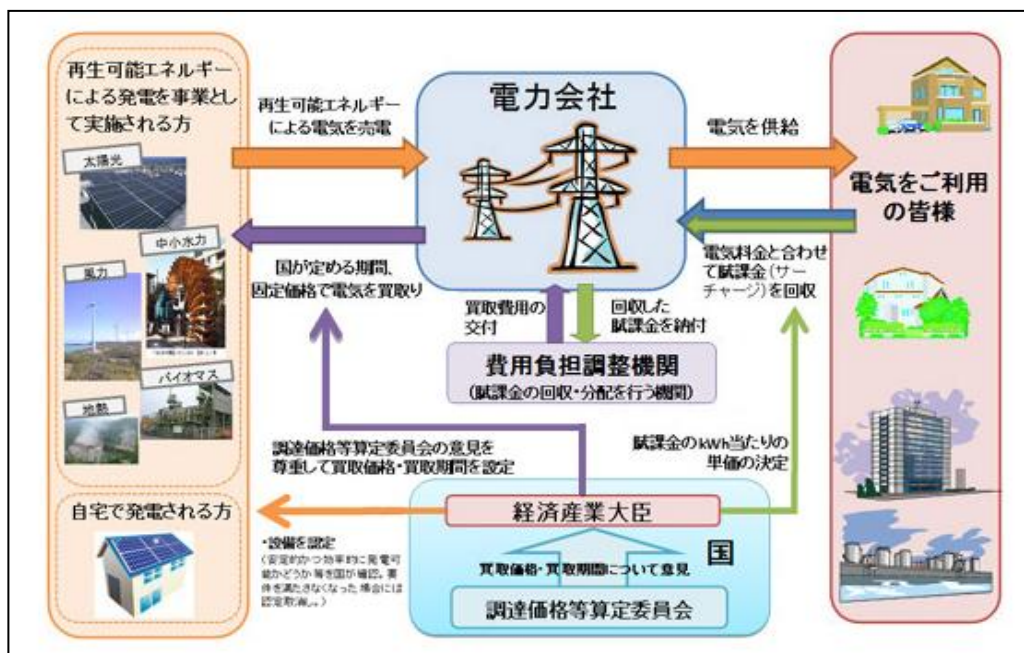
補助金	家庭・事業者向けエコリース促進事業				
予算規模	18億円	担当省庁	環境省	問い合わせ先	ESCO推進協議会
概要	低炭素機器(太陽光パネル等)の導入に対して多額の初期投資を負担することが困難な事業者について、頭金なしのリース活用して低炭素機器の普及を図る。 特に節電効果の特に高い低炭素機器(太陽光発電設備等)に係るリース契約に限定して、補助率が3%から5%に引き上げられた。				
条件	<ul style="list-style-type: none"> ・環境省が定める基準を満たす低炭素機器を使用すること(中古機器は対象外) ・リース契約時に補助金全額をリース料低減のために充当するという内容の特約等を交わすことが条件である。 ・所有権移転外リース取引であること。 (譲渡条件付リース取引は補助対象外。購入選択権付リース取引は、リース期間の中途に購入選択権が付与されている契約は対象外。) ・リース期間が法定耐用年数の70%以上(10年以上は60%以上)の契約であること。ただし、リース期間が3年以上の契約であること。 				
補助率	リース料の5%を補助(太陽光発電設備) 総リース料の金額は、補助対象機器の上限2億円以下、下限事業者は300万円以上、個人65万円以上	対象者	個人事業主、中小・中堅企業(会社法上の会社)等		

補助金	新エネルギー等導入加速化支援対策費補助金 新エネルギー等事業者支援対策事業				
予算規模	14.8億円	担当省庁	経済産業省	問い合わせ先	一般社団法人新エネルギー導入促進協議会
概要	新エネルギーの利用等は、現状では経済性の面における制約があり、十分な普及には至っていない。今後の太陽光発電等の新エネルギー利用の加速的な導入の促進を図るために設備を導入する事業に支援を行う。				
条件	(太陽光発電の場合) 太陽電池出力50kW以上又は複数地点を纏めて50kW以上(ただし、1地点平均10kW以上) ※中小企業者は太陽電池出力10kW以上				
補助率	1/3以内(太陽報発電の場合は補助対象経費の1/3以内と25万円/kWのいずれか低い額)	対象者	民間事業者等(法人及び青色申告を行っている個人事業者)		

補助金	温室効果ガス排出削減量連動型中小企業グリーン投資促進事業				
予算規模	10億円	担当省庁	経済産業省	問い合わせ先	一般社団法人低炭素投資促進機構
概要	低炭素型設備を導入した中小企業等に対して、当該設備の稼働により見込まれるCO2排出削減量に応じて助成を行ない、中小企業等のCO2排出削減量を後押しし、環境と経済の両立を図る。				
条件	<ul style="list-style-type: none"> ・助成対象期間:助成対象設備の稼働開始(予定)日から5年を経過する日 ・電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法で固定価格を買取る契約を行なった設備は対象外 				
補助率	CO2排出削減見込量(トン)(設備稼働開始日から5年分)×4,000円 設備導入経費の1/3以内	対象者	<ul style="list-style-type: none"> ①国内クレジット制度に規定する排出削減事業を行う者 ②自主行動計画に参加していない者 ③中小企業者 		

太陽光発電関連補助金一覧

補助金	固定価格買取制度			
予算規模		担当省庁	経済産業省	問い合わせ先 資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー対策課
概要	再生可能エネルギー源(太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス)を用いて発電された電気を、一定の期間・価格で電気事業者が買い取ることを義務付けるもので、2012年7月1日からスタートした。			
対象者	設置場所エリアを管轄する経済産業局へ申請し、国から発行される認定通知書等を売電を希望する電気事業者等に申し込めた者(10kW未満の太陽光発電の場合は、一般社団法人太陽光発電協会 JPEA代行申請センターで設備認定することができる。)			
設備認定基準	<ul style="list-style-type: none"> ・調達期間中、導入設備が期待される性能を安定的に維持できるようなメンテナンス体制が常時確保されていること ・電気事業者へ供給された再生可能エネルギー電気の量を計量法に基づく特定計量器を用い適正に計量することが可能な構造となっていること ・発電設備の内容が具体的に特定されていること ・次年度以降の調達価格の算定に当たり、各再生可能エネルギーのコスト構造を把握するため、当該設備の設置にかかった費用(設備費用、土地代、系統への接続費用、メンテナンス費用等)の内訳及び当該設備の運転にかかる毎年度の費用の内訳を記録し、かつ、それを毎年度1回提出すること ・既存の再生可能エネルギー発電設備の発電機その他の重要な部分の変更により当該設備を用いて得られる再生可能エネルギー電気の供給量を増加させる場合にあっては、当該変更により再生可能エネルギー電気の供給量が増加することが確実に見込まれ、かつ、当該増加する部分の供給量を的確に計測できる構造であること 			
買取価格	太陽光発電の場合(平成24年度) 10kW以上: 価格42円、期間20年、10kW未満: 価格42円、期間10年、10年未満(ダブル発電): 価格34円、期間10年			
HP	http://www.enecho.meti.go.jp/saiene/index.html			



再生可能エネルギーの固定価格買取制度

太陽光発電関連税制一覧

税制	グリーン投資減税				
予算規模		担当省庁	経済産業省	問い合わせ先	資源エネルギー庁 総合政策課 調査広報室
概要	最新の技術を駆使した高効率な省エネ・低炭素設備や、再生可能エネルギー設備への投資を重点的に支援を行う。 対象設備として太陽光発電設備は10kW以上かつ買取制度の認定が必要となる。				
対象者 税制優遇	①青色申告している中小企業者に限り設備取得価格の7%相当額を限度として税額控除 ②青色申告している法人又は個人を対象に普通償却に加えて取得額の30%相当額を限度として償却できる特別償却 ③青色申告している法人又は個人を対象に取得価格の全額を償却(100%償却、即時償却)できる特別償却				

税制	再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置（固定資産税）				
予算規模		担当省庁		問い合わせ先	
概要	再生可能エネルギーの固定価格買取制度の認定を受けた発電設備に対して、固定資産税を軽減する措置を行う。				
対象者	再生可能エネルギーの固定価格買取制度の認定を受けた発電設備を取得した事業者				
税制優遇	固定資産税が課せられることとなった年度から3年分の固定資産税に限り、課税標準を、課税標準となるべき価格の2/3に軽減(平成24年5月29日～平成26年3月31日まで)				

太陽光発電関連貸付制度一覧

貸付	電力需給対策高度化事業				
予算規模		担当省庁		問い合わせ先	中小企業基盤整備機構
概要	電力需給対策として、太陽光発電等の設備を中小企業組合や組合員が以下の事業で実施する場合に、高度化貸付事業の対象とする。 ・中小企業組合による組合員に対する設備リース事業(買取予約付賃貸借契約の締結) ・中小企業組合による共同利用設備導入事業 ・組合員の専有設備導入事業				
対象者	中小企業組合又は組合員				
貸出条件	金利:1.05%(平成23年度の場合) 貸付期間:20年以内(措置期間5年以内) 自己負担:貸付対象経費の1%又は10万円のいずれか低い額(都道府県の負担は1%又は100万円のいずれか低い額) 貸付対象:省エネ・新エネ・自家発電等の設備の導入に要する経費				

貸付	再生可能エネルギー推進支援貸付				
予算規模		担当省庁		問い合わせ先	(株)商工組合中央金庫
概要	再生可能エネルギーの固定買取制度の対象となる再生エネルギーによる発電事業者の支援を行う。発電設備は初期投資が大きく、投資回収に時間を要することから当初10年間固定金利とし、最長20年まで借入が可能である。				
対象者	発電設備について、適正に再生可能エネルギー源を用いて発電を行う設備(太陽光発電等)であること等について、経済産業大臣の認定を受けた事業者				
貸出期間	10年以内:(全期間固定金利、据置3年以内) 20年以内:(当初10年固定、11年目以降5年毎見直し、据置3年以内) 運転資金は10年以内				
貸出条件	10年以内:長期プライムレート+0.2% 10年超:当初10年は長期プライムレート+0.5%以上 11年目以降の見直し時点で長期プライムレート+0.2%以上 ※中小企業組合等は、都道府県中央会の推薦がある場合に限り更に優遇措置を受けることができる。				

貸付	環境・エネルギー対策貸付(非化石エネルギー関連)				
予算規模		担当省庁		問い合わせ先	日本政策金融公庫
概要	中小企業における太陽光発電設備等(非化石エネルギー関連)の導入促進を図るため、設備等を取得(改造、更新を含む。)するために必要な設備資金を融資する。				
対象者	太陽光発電設備等(非化石エネルギー関連)を導入するために必要な設備を設置する者				
貸出条件	基準金利よりも低利な特別金利③が適用される。(期間5年以内の場合:特別金利③0.65%、基準金利1.55%)				